



保証継続報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 藤江 一正 押印済

変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成23年3月25日（IT継続1072）
認証番号	C0252
申請者	株式会社リコー
TOEの名称	日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア 海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type H Software
TOEのバージョン	1.01x
適合する保証パッケージ	EAL3
開発者	株式会社リコー

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成23年4月14日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア バージョン3.1 改訂第2版
(翻訳第2.0版)

情報技術セキュリティ評価のための共通方法 バージョン3.1 改訂第2版 (翻訳第2.0版)

認証結果：合格

「imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type H Software (海外版名称) Ver.1.01x」(変更TOE)は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	3
1.4.1	変更の記述	3
1.4.2	変更された開発者証拠	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	4
2	認証機関による保証継続実施及び結果	5
2.1	実施概要	5
2.2	認証実施	5
3	結論	6
3.1	認証結果	6
3.2	注意事項	6
4	用語	7
5	参照	8

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type H Software (海外版名称) Ver.1.01x」(以下「認証TOE」という。)の適用機種を追加した保証継続について、認証結果を申請者である株式会社リコーに報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル(詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと)を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称： 日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア
海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type H Software
バージョン： 1.01x
開発者： 株式会社リコー

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号： C0252
名称： 日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア
海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type H Software
バージョン： 1.01x
開発者： 株式会社リコー
保証レベル： EAL3

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： imagio セキュリティカード タイプ7, DataOverwriteSecurity
Unit Type H セキュリティターゲット
バージョン： 1.00
作成日： 平成22年3月25日
作成者： 株式会社リコー

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： 日本版名称： imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア
海外版名称： DataOverwriteSecurity Unit Type H Software
バージョン： 1.01x
受付番号： IT認証9278
認証番号： C0252
作成日： 平成22年3月29日
作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程」[2]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[3]（以下「IAR」という。）を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

TOEを搭載できるMFPの機種が追加された。今回の保証継続(3回目)で追加された機種は以下のとおりである。1回目及び2回目の保証継続([4][5]参照)でもTOEを搭載できるMFPの機種が追加されている。なお、TOE自体に対する変更はない。

MFPがTOEのインターフェースを利用する方法にも、利用者がMFPを介してTOEを利用する方法にも変更はない。

- リコー imagio MP C2201 シリーズ
- Ricoh Aficio MP C2551/C2051 series
- Savin C9125/C9120 series
- Lanier LD625C/LD620C series
- Lanier MP C2551/C2051 series
- Gestetner MP C2551/C2051 series
- nashuatec MP C2551/C2051 series
- Rex-Rotary MP C2551/C2051 series
- infotec MP C2551/C2051 series

- Ricoh Aficio MP C400/C300 series
- Savin C240/C230 series
- Lanier LD140C/LD130C series
- Lanier MP C400/C300 series
- Gestetner MP C400/C300 series
- nashuatec MP C400/C300 series
- Rex-Rotary MP C400/C300 series
- infotec MP C400/C300 series

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

2回目の保証継続([5]参照)で開発環境の変更があった。それ以降の開発環境の変更はない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

国内向けのドキュメント

- imagio セキュリティカード タイプ7
imagio セキュリティカード タイプ9
使用説明書
Version D377-7902

海外向けのドキュメント

- DataOverwriteSecurity Unit Type H
DataOverwriteSecurity Unit Type I
Operating Instructions
Version D377-7940
- Notes for Users
Version D377-7250

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成23年3月28日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

開発者より提出されたIARについて、TOEの変更により影響がないことを確認するために、以下の検証を実施した。

TOEの変更に伴い変更する開発者証拠は妥当であること。

TOEの変更内容に対する影響分析の過程及び結果が妥当であること。

変更TOEについて適切なテストが実施されていること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、本変更TOEにおいても認証TOEのEAL3に対する保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
IAR	Impact Analysis Report
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
MFP	デジタル複合機(Multi Function Product)。 1台でコピー、プリンタ等、2種類以上の機能を持ったプリンタのことである。
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-02
- [3] imagio セキュリティカード タイプ7, DataOverwriteSecurity Unit Type H 影響分析報告書(2011年3月) Version 0.03 2011年4月6日 株式会社リコー
- [4] imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type H Software (海外版名称) Ver.1.01x 保証継続報告書 ACR-C0252-01 2010年5月25日 独立行政法人 情報処理推進機構
- [5] imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type H Software (海外版名称) Ver.1.01x 保証継続報告書 ACR-C0252-02 2011年1月28日 独立行政法人 情報処理推進機構